

えびす社長大学会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、えびす社長大学という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を、兵庫県西宮市与古道町 3-29-202 樋口国際法務事務所内に置く。

(目 的)

第3条 この団体は、会員である中小企業の社長に対して、学んで『気づき』話して『気づく』場を提供することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

プロ講師によるセミナー

会員持ち回りによる内部講師によるセミナー

読書会

顧問からの講話

その他、前条の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この団体の会員は、「正会員」及び「地方会員」の2種類とし、正会員をもって当該団体における社員とする。(地方会員は、当該団体の社員には該当しない。)

(1) 正会員

この団体の活動趣旨に賛同して入会した、企業経営者及びそれに準ずる者

(2) 地方会員

この団体の活動趣旨に賛同し、阪神間地域での定期開催活動の全てに参加することは難しいが、地方都市での開催(例えば、年間2回予定されている東京開催)に個別にゲスト参加したいと考えている、企業経営者及びそれに準ずる者

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、正会員の申込みについて入会を認めない場合は、本人にその旨を速やかに通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 正当な理由なく会費を3ヶ月以上滞納し、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、理事総数の過半数の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えることができる。

(1) この会則に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は秩序を著しく害する行為をしたとき。

(3) この団体の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別)

第10条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以下
- (2) 監事 1名以上3名以下

(役員を選任)

第11条 理事は、理事会において正会員の中から選任する。

- 2 監事は、理事会において正会員の中から選任する。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名以上3名以下
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第12条 理事長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この団体の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは会則に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に個別に意見を述べること。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の社員総会が終結されるまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、その役員を除いた理事総数の過半数の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は会則に著しく違反する行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (4) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

第4章 顧問

(顧問の定数)

第17条 この団体に3名以下の顧問を置くことができる。

(顧問の選任)

第18条 顧問は、理事の推薦に基づき理事会において承認する。

(顧問の職務)

第19条 顧問は適宜理事会に出席し、意見を述べることができる。

2 顧問は理事会における議決権を持たない。

(顧問の任期)

第20条 顧問の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(解任)

第21条 顧問が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の過半数の議決により、これを解任することができる。但し、その顧問に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は会則に著しく違反する行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (4) その他顧問として相応しくない行為があると認められるとき。

第5章 総 会

(種別)

第22条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他、理事会から付託された事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたととき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が、第13条3号の規定により招集したとき。

(招集)

第26条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに会員に対して通知しなければならない。
- 4 前項における通知の書面については、法令に従い、書面に代えて、この団体の指定する電磁的方法（電磁的方法自体及び記録されるべき内容の双方を含む）をもって行うことができる。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会の議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この会則で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又はファックスをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数

(書面若しくはファックスによる表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印した上、この議事録をこの団体の事務所に2年間備え置くものとする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 会費の額
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 企画室の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) この団体の解散のときに有する残余財産の処分に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、全理事の出席と同意があるときは、この招集手続を経ずして直ちにこれを開催することができる。
- 4 前項における通知の書面については、法令に従い、書面に代えて、この団体の指定する電磁的方法(電磁的方法自体及び記録されるべき内容の双方を含む)をもって行うことができる

(議事)

第 36 条 理事会の議長は、理事長が指名したものがあたる。

- 2 理事会においては、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 緊急を要する議案が出席理事から提案され、これを理事会の議案とすることについて出席理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、これを理事会の議案とすることができる。
- 5 理事会の議事については、理事会において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人 1 人が署名押印する。

(書面表決等)

第 37 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決する。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

第33条 資産及び会計

（資産の構成）

第 38 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

（資産の管理）

第 39 条 この団体の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

2 この団体の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第 40 条 この団体の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第 41 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び変更）

第 42 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

（事業報告書及び決算）

第 43 条 理事長は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第 44 条 この団体の事業年度は、1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

- 2 この団体は、会期を 1 年とし、毎年事業年度満了により解散し再招集をはかるものとする。
- 3 事業年度満了による再招集にあたっては、第 24 条第 1 号の規定にかかわらず、理事会が会則を変更して実施することができるものとする。

第34条 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第45条 この会則の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の5分の4以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併
- (4) 破産

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の5分の4以上の承認を経なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 この団体の中途解散のときに有する残余財産の処分は、理事会において決定するものとする。

2 この団体の事業年度満了に伴う解散のときには、残余財産を有しないよう事業計画とその遂行に細心の注意をはらうものとする。当該状況において、万が一、残余財産が生じる事態が想定される場合においては、理事会において決定するものとする。

第46条 企画室

(設置)

第48条 この団体の事務を処理するため、企画室を置く。

- 2 企画室には、企画室長その他の職員を置くことができる。
- 3 企画室の職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、職員を兼職することができる。

(活動の種類)

第49条 企画室は、次の活動を行うものとする。

事業計画の立案

活動日における議事進行

その他、この団体の目的を達成するために必要な活動

(書類及び帳簿の備置き)

第49条 企画室は、主たる事務所において、会則を常に備え置かなければならない。

2 企画室は、毎事業年度初めの2ヶ月以内に、前事業年度における下記の書類を作成し、これらとその翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に常に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書及び収支計算書
- (2) 役員名簿(前事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう)。
- (3) 前事業年度において正会員であった者の氏名及び住所又は居所を記載した書面。

(閲覧)

第50条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第47条 雑 則

(公 告)

第 51 条 この団体の公告はインターネットにより行う。

(委 任)

第 52 条 この会則に定めるもののほか、この団体の運営に必要な事項及びこの会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 12 月 31 日までとする。
- 3 この団体の設立初年度の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 12 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) 正会員

会費 年額 ¥84,000-

3 カ月毎に、3 カ月分 (¥21,000-) をまとめて、当該 3 ヶ月の最初の 1 ヶ月目に相当する月の前月の当該団体活動日までに、納入するものとする。

平成 20 年 1,2,3 月分会費 (¥21,000-) ・ ・ ・ 納入期限：平成 19 年 12 月 14 日

平成 20 年 4,5,6 月分会費 (¥21,000-) ・ ・ ・ 納入期限：平成 20 年 3 月 14 日

平成 20 年 7,8,9 月分会費 (¥21,000-) ・ ・ ・ 納入期限：平成 20 年 6 月 13 日

平成 20 年 10,11,12 月分会費 (¥21,000-) ・ ・ 納入期限：平成 20 年 9 月 12 日

平成 19 年 12 月 14 日

えびす社長大学

設立代表者 奥 田 和 宏 印